

一面には、移行し、例に照らして檄もて護して出洋せしめよ。長行の日期を取具し、另に妥詳を叙して題を請え。余は已に悉れり。仍お署督院の批示を候て。繳す。冊・結は存す、等の因あり。此れを奉けたり。

又、署閩浙総督部堂鐘（音）の批を奉けたる本司の詳は、前由に同じ。批を奉けたるに、仍お撫部院の察核して批示するを候て。仍お飭して各結を取りて補送し案に備えしめよ。繳す。冊・結は存す、等の因あり。此れを奉けたり。

合に就ちに咨を給し遣発すべし。請煩わくは查照して施行せんことを、等の因ありて国に到る。此れを准けたり。

該難民俞崇道等、貴司暨び兩院の皇上の柔遠の至意を仰体し、意を加えて優恤し、遣発して回国するを蒙る。但だに難民の共に再造の鴻慈を戴くのみならず、即ち拳国も亦た感激し護るるなし。

茲に接貢船隻の閩に入るに因り、難民俞崇道等一十九名、附搭せる難民桃原等四名を將て各已に原籍に発回するを除くの外、理として合に咨達すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩わくは察照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆三十六年（一七七二）十二月初九日

注\*本文書は「五五〇一」の咨覆であるが、省略が多い。

(1) 細 校訂本は「細」だが「細」の誤りか。

2-55-08

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十六年の接貢のため、存留通事陳国傑等に付した執照（乾隆三十六《一七七二》、十一、九）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、乾隆三十五年冬、業に貢使の耳目官毛自煥・正議大夫魏猷蘭等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還国の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事鄭鴻勳等を遣わし、梢役共に八十五員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞の幣帛を迎え、及た京より回る使臣の毛自煥・魏猷蘭・蔡世昌は閩に在るの存留通事阮廷宝等と与に還国せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく給照すべし。此れが為に王府の札字第一百一号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事陳

国傑等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 鄭鴻勳 人伴四名

使者二員 <sup>②</sup>向全勳 人伴八名  
□建烈

存留通事一員 陳国傑 人伴六名

管船火長・直庫二名 陳国璽<sup>③</sup> 与利航

水梢共に六十一名

右の執照は存留通事陳国傑等に附し、此れを准けしむ

乾隆三十六年（一七七二）十二月初九日 給す

注（1）陳国傑 幸喜通事親雲上（『家譜（二）』四六二頁、陳国相の譜）。

乾隆三十六年の存留通事。

（2）向全勳 喜久山親雲上（『家譜（二）』四〇〇頁、曾諷の譜）。乾隆三十六年の使者。

（3）陳国璽 幸喜通事親雲上（『家譜（二）』四〇〇頁、曾諷の譜）。乾隆三十六年の管船火長。